

次の職員提案について公表します。

なお、提案に対する取組みは、担当部署での検討をもとに庁議で協議・決定したものです。

- ・ 提案番号 No.08-02
- ・ 受付年月日 平成20年8月14日
- ・ 提案件名 一斉徴収週間等の創設について（別紙）

提案事項	市税や各種公共料金の収納率の向上を目指し、滞納者に対して、年に4回程度一斉徴収週間等を設け、休日や夜間の個別訪問や納付相談を実施する。
検討結果	<p>過去において税務課で関係部署とともに一斉徴収等を実施してきた経緯がありますが、飛び込みでいくら臨戸訪問しても、すぐに徴収実績が上がるものではなく、その準備に係る職員の手間隙のほうが大きいことから、（その費用対効果を考え）現在では行っていません。</p> <p>ただ、他市が行っている一斉徴収は「職員のやる気」、「市の姿勢」など市民に対する宣伝等の面ではある程度の効果はあるものと考えます。</p> <p>税務課では、滞納者に係る何の資力情報もなく、ただ単に納税交渉を行っても効果が薄いことから、県併任職員の協力や職員研修などを重ね、資産、給料、預金、保険等の財産調査を鋭意行っており、これを基に滞納者と随時交渉し納税意識の希薄な滞納者に対しては差し押さえなどの滞納処分を行っています。</p> <p>こうしたことから、19年度の市税に係る滞納繰越分の収納率は18.52%と18年度に比べ2.22ポイント上昇しています。</p> <p>一方、現年課税分は全体では上昇しているものの、市民税の普通徴収分が18年度に比べ1.9ポイントと大きく下がってきています。これは、老年者控除や定率減税の廃止、税源移譲などにより納税者や納税額が増えたことによるものと考えます。また、国保税現年分の一般被保険者も90.07%と18年度に比べ0.17ポイント微減状態となっています。</p> <p>このため、本年度は現年課税分の収納強化を図るべく、納期内に納税していない新規の滞納者を洗い出し、電話等による一斉催促を行っていますが、新規の滞納繰越分をできるだけ抑制するには、更なる強化を図っていく必要があることから、次のことを実施します。</p> <p style="padding-left: 40px;">現年課税分の新規滞納者の洗い出し（リスト作成）</p> <p style="padding-left: 40px;">電話による一斉催促</p> <p style="padding-left: 40px;">臨戸訪問による催促</p>

	<p>備考</p> <p>については保健課、介護福祉課とともに年4回程度実施。最初に実施するときには、記者クラブ等に連絡、広報を行う。</p> <p>については保健課、介護福祉課とともにの結果を踏まえて随時実施</p> <p>、による催促時に口座振替の依頼を行う。</p>
<p>補 足</p>	<p>他の公共料金等については、滞納の中身、指導方法が違うことまとめて行けばまとめて納めてくれるような性格のものではないこと地道な不断の努力が効果的であることなどから庁内一斉徴収週間等の創設は、機構改革等も含めて今後の研究課題にします。</p> <p>なお、滞納者の近況などについての関係各課との情報交換は積極的に行います。</p>